

# 陸別町地元雇用促進事業制度のご案内

陸別町内における雇用を促進することで、定住化の促進と地域経済の活性化を図る目的で、新たに正規従業員を雇用する事業主に【地元雇用促進事業補助金】を交付します。

令和6年4月から制度が改正され、これまで申請に必要な『住民票の写し』と『町税に滞納が無いことの証明書』が不要となります。

## ■ 対象となる事業主(町税の滞納が無いこと)

- 陸別町内に住所を有する個人事業主
- 陸別町内に本社又は、営業所(事業所)を有する法人で、中小企業基本法第2条第1項の規定に該当する者(通称大企業は対象外)
- 陸別町農業協同組合、陸別町森林組合、社会福祉法人、NPO法人
- その他特に町長が認める者

## ■ 助成対象者

- 正規雇用者(雇用期間を定めない雇用であること)
- 労働契約を締結していること
- 週30時間以上勤務すること
- 新規雇用時60歳未満の者
- 雇用保険の一般被保険者であること
- 陸別町内に住所を有すること(町外の者を雇用した場合は、雇用した月の末日までに陸別町に住所を有すること)

## ■ 事業承認

- 1年度内2名を上限とする。
- 新規雇用後速やかに申請書(別記第1号様式)を提出してください。  
(新規採用から2カ月以内または新規採用した年度の3月31日のいずれか早い日まで)

## ■ 助成対象経費及び助成額

- 「助成対象経費」  
新規雇用者を雇い入れた日の属する月から起算して24カ月の給料月額(基本給)  
(ただし、各種手当等を除く額とします。)とします。  
新規雇用から12月毎に助成金を申請
- 「助成額」  
助成対象経費の1/2以内の額  
1人につき月額30,000円を上限とします。

## ■ 助成対象除外者

- 新規雇用者が事業主の1親等以内の者及び同居親族  
(法人にあつては役員全て事業主とみなします。)
- 他の助成金又は委託料により給料の全部または一部が賄われているもの

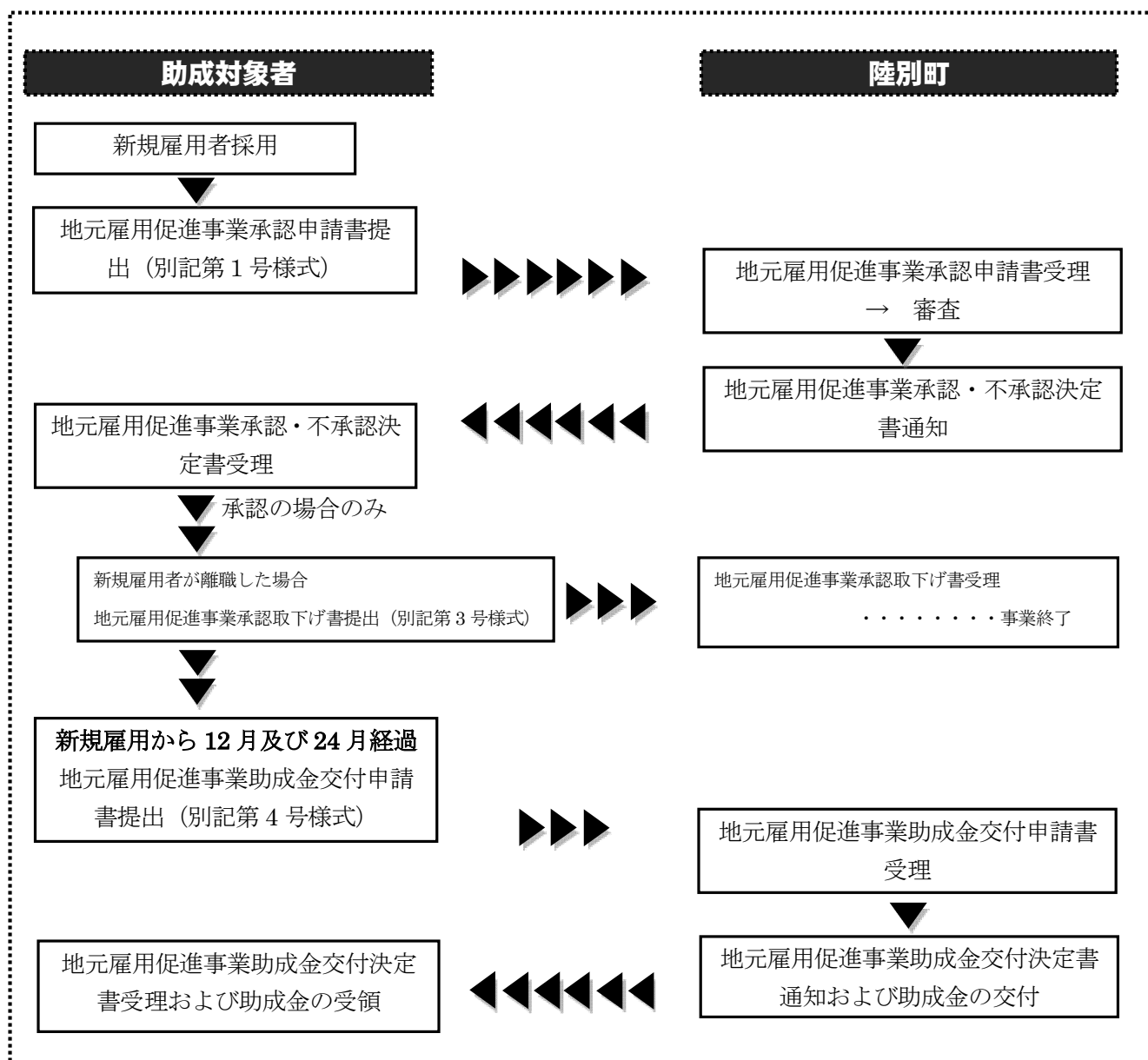
■ 提出書類

- 陸別町地元雇用促進事業承認申請書(別記第1号様式)

<添付書類>

- 新規雇用者の雇用契約書の写し
- 新規雇用者の履歴書の写し
- 新規雇用者の雇用保険被保険者証の写し

■ 申請のながれ



〒089-4311 足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地  
陸別町役場 産業振興課 商工業振興担当(Tel 0156-27-2141(内135))

様式等は陸別町公式ホームページからダウンロードしてください。